

大船渡市
パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度
ガイドブック



大船渡市
令和6年4月

目 次

1 大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について	P1
2 制度を利用できる方	P2
3 宣誓手続きの流れ	P4
4 宣誓の手続きに必要なもの	P5
5 交付書類	P6
6 その他の手続き	P8
7 パートナーシップを宣誓した方の住所変更	P10
8 宣誓にあたっての注意事項	P12
9 宣誓した後に利用できるサービスについて	P13
10 Q&A	P14

Ⅰ 大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

大船渡市では、市民の誰もが自分らしく生きられる社会や、ジェンダー平等の実現を目指すため、令和6年4月1日から「大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

この制度は、法的な効力を生じさせるものではありませんが、すべての人たちがお互いの人権や多様性を尊重し合いながら、誰もが人生のパートナーや家族と安心して暮らしていくことができるよう市が応援するものです。

◆パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の概要

パートナーシップ宣誓制度

パートナー関係にあることを対外的に証明することができないお二人が、お互いを人生のパートナーとして、継続的に協力し合うことを約束した関係である旨を市に宣誓した場合、宣誓されたことを市が証明する制度です。

ファミリーシップ宣誓制度

パートナーシップを宣誓したお二人に、お子さんや親御さんがいらっしゃる場合、家族として協力し合う関係であることを併せて宣誓することができます。

宣誓することにより、市ではお二人がパートナーであることや、パートナーのお子さんや親御さんと家族関係にあるものとして各種行政サービスを提供します。

また、市が公に関係性を証明することで、岩手県や民間企業等が独自に提供しているサービスなどが利用しやすくなります。

2 制度を利用できる方

◆ パートナーシップの宣誓要件

次の要件をすべて満たしている場合に宣誓することができます。

- ① お互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であること。
- ② 宣誓日において成年（18歳以上）であること。
※日本国以外の国籍を有する方は、その国における成年年齢以上であること。
- ③ お二人または、どちらかお一人が大船渡市内に住所を有していること。
※住所がない場合、宣誓日から3か月以内に転入予定であること。
- ④ お互いに配偶者がいないこと。
- ⑤ 宣誓しようとする相手以外の人とパートナーシップ関係にないこと。
- ⑥ お互いが近親者に当たらないこと。
※近親者については、次のページをご確認ください。
※養子縁組により近親者となった方は除きます。

*以下のケースに該当される方々も含め、どなたでもご利用いただける制度となっています。

- ・戸籍上の同性同士の方 ・事実婚の方 ・現行の戸籍法による婚姻届出を希望しない方
- ・望まない氏変更などが支障となり、婚姻届が提出できない方
- ・婚姻制度によらない家族の在り方を選択している方
- ・日本国以外の国籍を有しているため、婚姻届が容易にできない方
- ・日本国以外の国において、宣誓するパートナーと同性結婚をしている方 …など

◆ ファミリーシップの宣誓要件

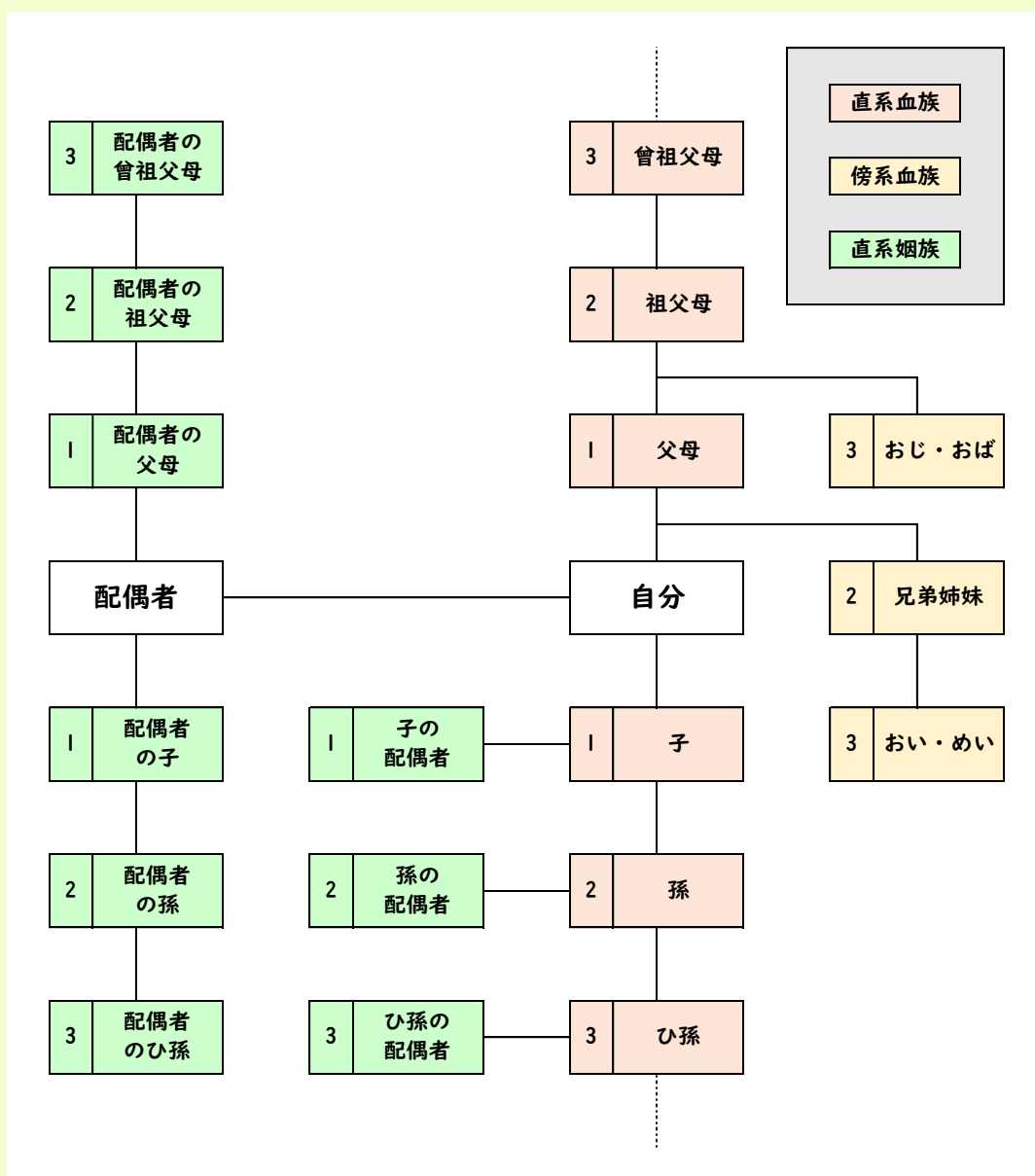
次の要件を満たしている場合に、パートナーシップの宣誓と併せて宣誓することができます。

- ① パートナーシップを宣誓するお互いの子や親であること。（養子や養親を含む）
- ② 宣誓する15歳以上の子または親について、本人の同意があること。
- ③ 宣誓する15歳未満の子が、パートナーシップ宣誓をするお二人または、どちらかお一人と生計が同一であること。
※生計同一とは、家計（生活費）をともにしていることで、仕送りなどにより、別々に暮らしている場合も含まれます。

＜近親者の範囲について＞

当市の要綱において、下記の範囲に入る親族については、パートナーとして宣誓することができません。

近親者と定める人は、直系血族、3親等以内の傍系血族と直系姻族となります。



ただし、養子縁組により近親者となった人について、パートナー関係にある場合は、宣誓することができます。

3 宣誓手続きの流れ

1 事前準備 [詳しくは次のページへ]

2ページの宣誓要件を確認し、必要な書類を準備してください。

※パートナーシップ宣誓制度は、導入自治体ごとに宣誓要件が異なりますので、必ずご確認ください。

2 宣誓日の予約

電話やメールなどで、宣誓希望日などのご予約をお願いします。

【予約先】男女共同参画室

・電話：0192-27-3111 (内線 278)

※平日 8:30~17:15 (土日祝日と年末年始は閉庁日)

・メール：ofu_kyodo@city.ofunato.iwate.jp

※閉庁日を除いた5日以内に市から返信メールをお送りします。

返信がない場合は、お手数ですが再度お問い合わせください。

3 書類の事前提出

ご予約した宣誓日の10日前までに準備した書類を提出してください。

【提出先】男女共同参画室

※郵送で提出する場合は、ご予約した宣誓日の10日前までに届くようにお送りください。

4 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓 [宣誓日当日①]

ご予約した日時にお二人にお越しいただき、「宣誓書」に署名をしていただきます。

※宣誓書は、当日に市がご用意します。

※当日、それぞれの本人確認をさせていただきますので、個人番号カードや運転免許証などの原本をご準備ください。

※署名することが難しい場合は、代筆することもできます。

5 「宣誓書受領証」等の交付 [宣誓日当日②]

宣誓後、「宣誓書受領証」と「宣誓書受領証カード」を交付します。

※交付のため、30分ほどお時間をいただきます。

※交付手数料はかかりません。

※宣誓日当日において、お二人の住民票が市外にある場合は「転入予定受付票」を交付します。

転入手続きが済みましたら「転入完了申出書【様式第6号】」を提出してください。

「転入予定受付票」と引き換えに、「宣誓書受領証」等を交付します。

4 宣誓の手続きに必要なもの

◆ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に必要な書類

宣誓に必要な書類は次のとおりです。

1 必ず提出していただく書類

宣誓届【様式第1号】

住民票の写し／住民票記載事項証明書

※3か月以内に発行されたもの（個人番号の記載不要）

※同一世帯の場合は1通で可

戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）／全部事項証明書（戸籍謄本）

※3か月以内に発行されたもの

※ファミリーシップの対象とする子や親を含めても可

【宣誓日当日に提示いただく書類】

本人確認書類

※個人番号カード、運転免許証、旅券、その他官公署が発行した免許証等で顔写真が貼付されているものなど

2 必要に応じて提出していただく書類

【宣誓するお二人の住所が市外にある場合】

転出証明書／賃貸借契約書等の市内の住所が確認できる書類

※大船渡市へ転入後、改めて住民票の写しなどを提出していただきます。

【通称名の使用を希望する場合】

通称名を使用していることが確認できる書類の写し

※社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物などから2点以上

【15歳以上の子や親をファミリーシップの対象として宣誓する場合】

同意書【様式第1号別紙】

※本人の自署により記入してください。また、制度の趣旨についてご理解を得て、ご署名いただきますようお願いいたします。

※署名が困難な方につきましては、ご相談ください。

【15歳未満の子をファミリーシップの対象として宣誓する場合】

宣誓するお二人または一方と生計が同一であることを確認できる書類

※同一世帯であることが確認できる住民票の写し（上記の住民票でも可）

※子の住所が違う場合は、生活費等の養育をしていることが確認できる書類

【日本国籍以外の国籍を有する方の場合】

独身であることの証明書類（婚姻要件具備証明書など）

※日本語の訳文を添付

※宣誓するパートナーと婚姻している場合は、そのことが分かる証明書と訳文

5 交付書類・①

宣誓日当日に、以下の書類を交付します。

※諸事情等により、当日交付することができない場合は、郵送などによりお届けします。

◆ 大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(A4判サイズ)

(表)	(裏)									
<p>様式第3号(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証</p> <p>氏名 氏名</p> <p>年 月 日生 年 月 日生</p> <p>宣誓日： 年 月 日</p> <p>家族の氏名</p> <p>大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大船渡市長 印</p>	<p style="text-align: center;">この受領証の提示を受けられた方へ</p> <p>本市では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度がすべての人にとって「生きやすさ」につながり、誰もが自分らしく生きられる社会やジェンダー平等の実現を目指すことにおいて、必要な制度であると捉え、令和6年4月1日から導入しました。</p> <p>本宣誓制度は、法的な効力等は有しない制度ではありますが、すべての人たちがお互いの人権や多様性を尊重し合いながら、誰もが人生のパートナーや家族と安心して暮らしていくことができるよう、市が応援するものです。</p> <p>この受領証は、2人がお互いに人生のパートナーであること、また、お互いの子や親も含めて家族関係にあることを、市へ宣誓していることを証するものです。</p> <p>提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 パートナーシップとは 宣誓されたお2人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係にあることをいいます。 2 ファミリーシップとは パートナーシップを宣誓したお2人が、自分の子や親が、パートナーにとっても家族関係にあることをいいます。 3 プライバシー保護等について 本制度利用者に関する情報の取扱いにつきましては、個人情報保護法等の遵守と併せて、宣誓者本人へご確認いただいた上で、運用いただきますようお願いいたします。 <p>※通称名の使用について</p> <p>日常生活において通称名を使用している場合、表面にはその氏名を記載していません。戸籍上の氏名(日本国以外の国籍を有する場合は、旅券又は在留カードに記載されている氏名)は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">宣誓者</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">宣誓者</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">宣誓者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通称名</td> <td style="text-align: center;">通称名</td> <td style="text-align: center;">通称名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">戸籍上の氏名</td> <td style="text-align: center;">戸籍上の氏名</td> <td style="text-align: center;">戸籍上の氏名</td> </tr> </table>	宣誓者	宣誓者	宣誓者	通称名	通称名	通称名	戸籍上の氏名	戸籍上の氏名	戸籍上の氏名
宣誓者	宣誓者	宣誓者								
通称名	通称名	通称名								
戸籍上の氏名	戸籍上の氏名	戸籍上の氏名								

◆ 大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

(表)	(裏)
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード</p> <p>大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。</p> <p>本人 パートナー</p> <p>年 月 日生 年 月 日生</p> <p>宣誓日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大船渡市長 印</p>	<p>家族の氏名(続柄)</p> <hr/> <p>※特記事項</p> <hr/> <p style="text-align: center;">この受領証カードの提示を受けられた方へ</p> <p>本受領証は、券面に記載されているお2人が、お互いに人生のパートナーであること、また、上記の者も家族として、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを、市が証するものです。</p> <p>提示を受けられた方は、本制度の趣旨にご理解いただきますようお願いいたします。また、宣誓者等に関する情報の取扱いにつきましては、個人情報保護法等の遵守と併せて、宣誓者本人へご確認いただいた上で、運用いただきますようお願いいたします。</p>

※カードはお二人に交付します。

表面に通称名の記載を希望される場合は、裏面の特記事項欄に戸籍上の氏名を記載することができます。また、申し出により、その他の事項も記載できます。

<実際に交付する際は、券面に装飾を施しています。>

5 交付書類・②

◆ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票 (A4判サイズ)

(表)		(裏)	
様式第5号(第6条関係)		この転入予定受付票の提示を受けられた方へ	
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者 転入予定受付票 大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条第2項の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある者として宣誓したことを証します。		本市では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度がすべての人にとって「生きやすさ」につながり、誰もが自分らしく生きられる社会やジェンダー平等の実現を目指すことにおいて、必要な制度であると捉え、令和6年4月1日から導入しました。 本宣誓制度は、法的な効力等は有しない制度ではありますが、すべての人たちがお互いの人権や多様性を尊重し合いながら、誰もが人生のパートナーや家族と安心して暮らしていくことができるよう、市が応援するものです。 この転入予定受付証は、2人がお互いに人生のパートナーであること、また、お互いの子や親も含めて家族関係にあることを、市へ宣誓していることを証するものです。 提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
氏名	氏名	1	パートナーシップとは 宣誓されたお2人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係にあることをいいます。
生年月日	生年月日	2	ファミリーシップとは パートナーシップを宣誓したお2人が、自分の子や親が、パートナーにとって家族関係にあることをいいます。
年 月 日生	年 月 日生	3	プライバシー保護等について 本制度利用者に関する情報の取扱いにつきましては、個人情報保護法等の遵守と併せて、宣誓者本人へご確認いただいた上で、運用いただきますようお願いいたします。
宣誓日： 年 月 日		※通称名の使用について 日常生活において通称名を使用している場合、表面にはその氏名を記載していません。戸籍上の氏名(日本国以外の国籍を有する場合は、旅券又は在留カードに記載されている氏名)は次のとおりです。	
【家族の氏名】		宣誓者	宣誓者
転入予定受付票受付番号	第 号	通称名	通称名
本受付票の有効期限	年 月 日まで	戸籍上の氏名	戸籍上の氏名
年 月 日			
大船渡市長 印			

宣誓日当日において、お二人の住民票が市外にある場合は、「宣誓書受領証」等に代えて「転入予定受付票」を交付しますので、3か月以内に転入手続きをお願いします。

転入手続きが済みましたら「転入完了申出書【様式第6号】」を提出してください。

「転入予定受付票」と引き換えに、「宣誓書受領証」等を交付します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書 【様式第6号】

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票

※宣誓した日から3か月を経過すると効力を失いますのでご注意ください。

大船渡市の住民票の写し/住民票記載事項証明書

※同一世帯の場合は1通で可、個人番号の記載不要

本人確認書類 (個人番号カード、運転免許証など)

6 その他の手続き・①

◆ 「宣誓書受領証」等を紛失・破損したとき（再交付）

再交付に必要な書類は次のとおりです。

再交付後に、紛失した「宣誓書受領証」等を発見した場合は、速やかに市へ返還してください。

なお、手数料はかかりません。

- 宣誓書受領証等再交付申請書【様式第7号】
- 再交付をする「宣誓書受領証」または「宣誓書受領証カード」
※破損や汚損による再交付の場合は交換対応となります。
- 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）

◆ 宣誓届に記載した内容を変更するとき

氏名や住所が変わったときや、ファミリーシップの対象者に変更があった場合は、次により手続きをしてください。

- 届出事項変更届【様式第8号】
- 【氏名・住所が変更した場合 ※ファミリーシップの対象者も含まれます。】
住民票の写し／住民票記載事項証明書
- 【通称名を変更した場合】
変更後の通称名を使用していることが確認できる書類の写しを2点以上
- 【養子縁組などを含む家族関係に変更があった場合】
戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）／全部事項証明書（戸籍謄本）など
※変更した内容により、必要な書類をご案内します。
- 【ファミリーシップの対象に子や親を追加する場合】
※対象者により、戸籍証明、同意書、生計同一の確認書類など
- 【ファミリーシップの対象とした15歳以上の子や親について削除する場合】
※添付書類は特にありませんので、変更届に削除する対象者を記入ください。
- 【ファミリーシップの対象とした15歳以上の子や親から削除の申出があった場合】
宣誓書受領証等に関する申立書【様式第9号】
※申立者の本人確認書類（個人番号カードなど）を添付してください。
- 「宣誓書受領証」および「宣誓書受領証カード」 ※変更事項を修正します。
- 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）

6 その他の手続き・②

◆ 「宣誓書受領証」等を返還するとき

次のいずれかに該当したときは、「宣誓書受領証」等の返還の手続きをしてください。

- ・お二人の意思によるパートナーシップの解消
- ・パートナーの死亡
- ・お二人が市外へ転出（住民票の異動）をしたとき
- ・2ページの宣誓要件を満たさなくなったとき …など

宣誓書受領証等返還届 【様式第10号】

「宣誓書受領証」および「宣誓書受領証カード」

本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）

【パートナーの死亡時において、ファミリーシップの継続を希望される場合】

※届出事項変更届【様式第8号】による手続きとなります。（8ページ参照）

【宣誓者の一方からの届出について】

※パートナーシップの解消の場合、一方から届出があった場合は、もう一方の宣誓者へ届出を受理したこと、「宣誓書受領証」等の返還について通知します。

◆ 宣誓が無効となる時

次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、宣誓を無効としますので、速やかに「宣誓書受領証」等を返還してください。

- ① 宣誓届の内容に虚偽があったとき
- ② 宣誓日以後に、2ページの宣誓要件を満たさなくなったことが判明したとき
- ③ 大船渡市に転入予定として「転入予定受付票」を交付したが、有効期限までに転入しなかったとき（※特段の理由がある場合は除きます。）
- ④ 「宣誓書受領証」等の複製や改ざんなどの不正使用や濫用、公序良俗に反する使用が発覚したとき

※上記のほか、長期にわたり、届出事項変更届などの必要な手続きを怠っているときは、宣誓を無効とする場合があります。

無効とした「宣誓書受領証」等が返還されない場合は、表面右上に記載している『交付番号』を、市ホームページにおいて公表します。

7 パートナーシップを宣誓している方の住所変更・①

パートナーシップを宣誓している方が岩手県内において転入・転出する場合、転入・転出先自治体でパートナーシップを継続するための手続きや、提出書類の一部を省略することができます。

◆ 大船渡市へ転入する場合

(1) 岩手県内の自治体から転入する場合

転入前の自治体が発行した「宣誓書受領証」等により、宣誓を継続することができます。

ただし、転入前の自治体における宣誓要件と、大船渡市の宣誓要件が異なる場合は、継続できない場合もありますので、あらかじめご相談ください。

※継続できる場合は、「宣誓継続申告書【様式第11号】」による手続きとなります。

※継続できない場合は、「宣誓届【様式第1号】」による手続きとなります。(2～5ページ参照)

(2) 岩手県外の自治体から転入する場合

県外の自治体から転入される場合は、「宣誓届【様式第1号】」による手続きとなります。(2～5ページ参照)

なお、転入前の自治体から「宣誓書受領証」等の交付を受けている場合は、返還手続きなどが必要となる場合がありますので、発行元自治体の担当窓口へご確認ください。

◆ パートナーの一方が転入する場合

「宣誓届【様式第1号】」による手続きとなります。(2～5ページ参照)

※転入前の自治体が発行した「宣誓書受領証」等が、転入後も引き続き有効である場合は、大船渡市が発行する「宣誓書受領証」等と併せてご利用いただけます。

◆ 大船渡市内で転居した場合

「届出事項変更届【様式第8号】」による手続きとなります。(8ページ参照)

7 パートナーシップを宣誓している方の住所変更・②

◆ 宣誓したお二人が大船渡市から転出する場合

(1) 岩手県内の自治体へ転出する場合

転出先の自治体がパートナーシップ制度等を導入している場合は、宣誓を継続することがある場合があります。継続の可否については、転出先の自治体へご確認ください。

※継続できる場合は、大船渡市における手続きは不要です。

※継続できない場合は、「宣誓書受領証等返還届【様式第10号】」による手続きとなります。(9ページ参照)

(2) 岩手県外の自治体へ転出する場合

「宣誓書受領証等返還届【様式第10号】」による手続きとなります。(9ページ参照)

◆ パートナーの一方が転出する場合

「届出事項変更届【様式第8号】」による手続きとなります。(8ページ参照)

※転出するパートナーにおいても、引き続き大船渡市が発行した「宣誓書受領証」等をご利用いただけます。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、自治体ごとに宣誓要件や提出書類を定めています。

それぞれの自治体によって、手続き方法や必要な書類などが異なりますので、転入・転出される場合はあらかじめご相談ください。

8 宣誓にあたっての注意事項

◆ 宣誓することについて、次の項目を事前にご確認ください。

- 戸籍上の「男性」と「女性」が、パートナーシップの宣誓をした場合、『事実婚』関係にある（または、同等の関係にある）と認められることがあります。

お子さんがいる場合は、その子に関する児童扶養手当などの各種手続きにおいて、支給対象外となることがあります。

※『事実婚』に関する取扱いは制度により異なりますので、お子さんに関する助成制度などを受けられている場合は、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

- 各種サービスを受けられる際、「宣誓書受領証」等の提示や写しの提出を求められることがあります。

個人情報保護法等の規定により、個人情報の取扱いは厳格に行っておりますが、パートナーや家族に関する情報の取扱いについて、気になる点がありましたら、各窓口へお問い合わせください。

なお、大船渡市の行政サービスを受けられる際に、各担当部署から宣誓内容に関する情報の取扱いについて確認される場合があります。

その際には、ご希望を担当者へお伝えください。

希望する例) 宣誓内容（パートナーや家族の氏名・性別など）について

→ 担当部署内の職員に限定して共有してもよい。

→ 担当職員だけで確認してほしい。 …など

- 「宣誓書受領証」等の交付を受けた後、氏名や住所などに変更があった場合は、速やかに必要な手続きを行ってください。

長期にわたり、届出事項変更届などの必要な手続きを怠っているときは、宣誓を無効とする場合があります。

また、無効と判断された後で、「宣誓書受領証」等を市へ返還されない場合は、市ホームページにおいて「宣誓書受領証」等の『交付番号』を公表します。

- 「宣誓書受領証」等の交付を受けた後、住民票に記載されている「世帯主との続柄」を「縁故者」や「夫（未届）／妻（未届）」などへ変更する場合は、市民環境課（1番窓口）へお申し出ください。

※住民票を管理する担当窓口への申し出により変更できるものです。

※同一世帯であることなどが要件となります。

※事実婚の方は、宣誓前であってもお申し出により変更できる場合があります。

※養子縁組など、戸籍上の親族関係によっては変更できない場合もあります。

9 宣誓した後に利用できるサービスについて

◆ 大船渡市が提供する行政サービス

各サービスの規定などにより、担当窓口において、要件確認のための必要書類の提出や、「宣誓書受領証」等の提示を求める場合があります。

行政サービスの一覧については、随時情報を更新していますので、市ホームページをご確認ください。

<大船渡市ホームページ>

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/danjyo/31434.html>



大船渡市ホームページ

◆ 岩手県が提供する行政サービス

<岩手県ホームページ>

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/danjo/1065067.html>



岩手県ホームページ

◆ (参考) 民間企業等が独自に提供しているサービスの例

一例として、次のようなサービスがあります。

サービスの有無や内容は企業等により異なります。

- ・携帯電話会社の家族割適用
- ・金融機関の住宅ローン(配偶者の定義にパートナーを含む)
- ・賃貸物件へのパートナーとの入居
- ・生命保険の死亡受取人の指定
- ・自動車保険や火災保険の特約などにパートナーを適用
- ・航空会社のマイレージの共有
- ・クレジットカードの家族カード作成
- ・診療情報や面会の機会などの提供
- ・事業者における福利厚生適用(慶弔休暇等) …など

Q. 婚姻制度とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の違いはなんですか？

A. 婚姻制度は、戸籍法等の法律に基づく行為であり、届出により夫婦関係や親子関係が成立します。また、法的な効力も生じますので、扶養の義務や財産などの権利、税金の控除などが発生します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、それぞれの自治体の規定に基づく制度であり、上記のような法的な効力などは生じません。

Q. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度のメリットはなんですか？

A. 宣誓することにより法的な効力を生じさせるものではありませんが、一人一人がそれぞれの生き方や人権を尊重し合い、多様性を認め合う社会となることで、誰もがパートナーや家族と安心して暮らしていくことができるようになります。

また、パートナーや家族として、これまで受けることができなかったサービスや社会的配慮が受けられる可能性が拡大することや、パートナーやお子さん、親御さんとの関係が説明しやすくなることなどが考えられます。

Q. 「宣誓書受領証」等は本人確認などの身分証明書として使えますか？

A. 公的な身分証明書としての使用はできませんが、パートナーや家族関係にあることを対外的に示す際にご利用いただけます。

なお、「宣誓書受領証」等には、住所の記載や顔写真の貼付はありません。

Q. 宣誓者のなりすましや不正使用はありませんか？

A. 宣誓する際には、戸籍等確認書類の提出や、個人番号カードなどの提示による本人確認などを行い、なりすましを防止しています。

また、虚偽の申請や不正使用が判明した場合は、職権により宣誓を無効にするとともに、市ホームページにおいて「宣誓書受領証」等の『交付番号』を公表します。

Q. パートナーが日本国以外の国籍者の場合、宣誓するとどうなりますか？

A. 宣誓することにより法的な効力を生じさせるものではありませんので、在留資格などの変更はありません。

10 Q&A・②

Q. 宣誓手続きの際、代理人や代筆による手続きは可能ですか？

A. 宣誓するお二人と、ファミリーシップの対象となる15歳以上のお子さんや親御さんの意思を確認するため、ご本人による手続きを原則としています。

なお、病気などの諸事情により、手続きを行うことが難しい場合は、ご相談ください。

Q. 宣誓日について、予約する日時などは自由に設定できますか？

A. 原則として、市役所の開庁時間内とします。

また、宣誓する場所（個室や窓口など）の希望がありましたら、予約時にお伝えください。（場所の空き状況などにより、希望に沿えない場合があります。）

※開庁時間 平日 8:30～17:15（土日祝日と年末年始を除く）

※開庁時間内にお二人でお越しいただくことが難しい場合や、記念日などの特別の事情がある場合は、ご相談ください。なお、開庁時間外に宣誓される場合は、「宣誓書受領証」等を当日交付することができませんので、あらかじめご了承ください。

Q. ファミリーシップを解消する場合はどうすればいいですか？

A. パートナーシップの宣誓者が手続きする場合は、「届出事項変更届【様式第8号】」を提出してください。（8ページ参照）

ファミリーシップの対象者（15歳以上のお子さんや親御さん）が解消を申し出る場合は、「宣誓書受領証等に関する申立書【様式第9号】」を提出してください。（同じく、8ページ参照）

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**



市は、持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえて各種取組を推進しています。

【担当】

大船渡市男女共同参画室

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

TEL 0192-27-3111 FAX 0192-26-4477

E-mail ofu_kyodo@city.ofunato.iwate.jp